

厚岸町再生可能エネルギー促進区域等設定委託業務
最優秀契約候補者評価基準

1 選定実施機関

- (1) 評価は、「厚岸町再生可能エネルギー促進区域等設定委託業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）が実施します。
- (2) 審査会は、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について、この「評価基準」に基づき、採点及び評価を行います。

2 決定方法

(1) 評価点の採点

見積価格が見積上限額以下である者の提案書について、審査委員が「別表 1 評価基準」に基づき採点します。

(2) 総合点数の算出

各審査委員の評価項目毎の評価点を合計した点数を「総合点」とします。

- (3) 有効な提案書を提出した参加者であって、「総合点」が最も高い者を最優秀契約候補者とします。

- (4) 最優秀契約候補者の選定にあたり「総合点」が同点の者が 2 以上あるときの対応

- ① 提案者それぞれの「総合点」が同じで「見積価格」が異なる場合、「見積価格」が最も低い者を最優秀契約候補者とします。
- ② 提案者それぞれの「総合点」及び「見積価格」が同じ場合、くじ引きにより最優秀契約候補者を決定します。くじ引きの実施日時、場所等については別途通知します。なお、くじを引かない者がいるときは、審査会委員長がこれに代わってくじを引きます。

3 評価点の採点方法及び評価基準

各審査委員が「評価基準」に基づき採点を行います。

4 評価点の配点割合

評価点は100点を満点とし、配点割合は「別表 1 評価基準」のとおりとします。

別表 1

評 価 基 準

評価項目	評価内容	配点
業務遂行能力	同種業務の実績	5
	管理技術者の業務遂行能力	5
	担当技術者の業務遂行能力及び人員配置	5
	効率的・迅速な体制	5
企 画 提 案	本業務の目的及び趣旨の理解度	1 5
	既存情報の収集・整理	1 5
	地域の状況及び課題の把握	1 5
	ゾーニングマップの作成	1 5
	各会議の運営等支援	1 0
	その他追加提案（特記事項）	5
工 程	効率的・現実的工程	5
合 計		1 0 0